

資料編【巻末資料】

1 三浦市みどりの基本計画改定経緯

令和6年度 三浦市緑の審議会

- ・ 令和6(2024)年8月28日 第1回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画の改定について（諮問） 他

- ・ 令和7(2025)年3月3日 第2回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画中間報告
 - ・ 三浦市みどりの基本計画令和6年度中間報告 概要 について

令和7年度 三浦市緑の審議会

- ・ 令和7(2025)年6月6日 第1回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画の改定について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画に係るみどりの基本構想について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画に係るみどりづくりの施策について

- ・ 令和7(2025)年11月7日 第2回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画の改定について
 - ・ 令和7年度第1回三浦市緑の審議会ご意見の対応について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画（素案）について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画概要版（素案）について

- ・ 令和8(2026)年2月9日 第3回緑の審議会
 - (1) パブリックコメント結果報告
 - (2) 三浦市みどりの基本計画の改定について（答申）
答申書を市長に手交

三浦市みどりの基本計画の改定に対する意見募集（パブリックコメント）

- ・ 令和7(2025)年12月26日～令和8(2026)年1月26日
 - ・ 三浦市みどりの基本計画の改定に関する意見募集
 - ・ WEBおよび市役所環境課、南下浦出張所、初声出張所で「三浦市みどりの基本計画案」を開示。
 - ・ 意見提出 なし

三浦市みどりの基本計画（改定案）についての神奈川県意見照会

- ・ 令和 7 (2025)年 9 月 17 日
 - ・ 三浦市みどりの基本計画（改定案）に対する神奈川県への意見照会
- ・ 令和 7 (2025)年 10 月 15 日
 - ・ 三浦市みどりの基本計画（改定案）に対する神奈川県からの回答

2 三浦市みどりの基本計画の変遷

- ・ 平成 10(1998)年 12 月
 - 「三浦市緑の基本計画」の策定
- ・ 平成 20(2008)年 3 月
 - 全面的見直しにより「三浦市みどりの基本計画」に改定
- ・ 令和 8 (2026)年 3 月
 - 全面的見直しにより「三浦市みどりの基本計画」を改定


3 三浦市緑の審議会名簿

令和7(2025)年度 三浦市緑の審議会委員名簿

令和8(2026)年1月1日現在


選任区分	役職	氏名	所属団体等
(1号委員) 三浦市議会議員 (2名)	委員	神田 眞弓	議長
	委員	小林 直樹	総務経済常任委員会委員
(2号委員) 学識経験者 (4名)	会長	中津 秀之	関東学院大学准教授
	委員	林 公義	北里大学非常勤講師
	委員	布施 悦夫	三浦市文化財保護委員(天然記念物担当)、海浜植物研究家
	委員	山本 薫	横須賀自然・人文博物館主任学芸員
(3号委員) 関係団体の代表者 (4名)	委員	川松 ひろみ	花とみどりモデル事業 ボランティア「あじさい会」代表
	委員	西崎 則雄	三浦海岸まちなみ事業協議会会長
	委員	太田 芳孝 (~令和7年3月31日)	(一社)三浦市観光協会専務理事
	委員	大西 太 (令和7年4月1日~)	
	委員	新井 匡	公益財団法人かながわトラスト みどり財団専務理事兼事務局長
(4号委員) 関係行政機関の職員 (2名)	委員	長沼 均	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター環境部長
	委員	石川 謙作 (~令和7年3月31日)	神奈川県横須賀土木事務所工務部長
	委員	小森 慶 (令和7年4月1日~)	

4 諮問書



浦発第 24082801 号
令和 6 年 8 月 28 日

三浦市緑の審議会会長 様

三浦市長 吉田 英 男 

三浦市みどりの基本計画の改定について（諮問）

このことについて、三浦市みどりの条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、三浦市みどりの基本計画の改定について諮問いたします。

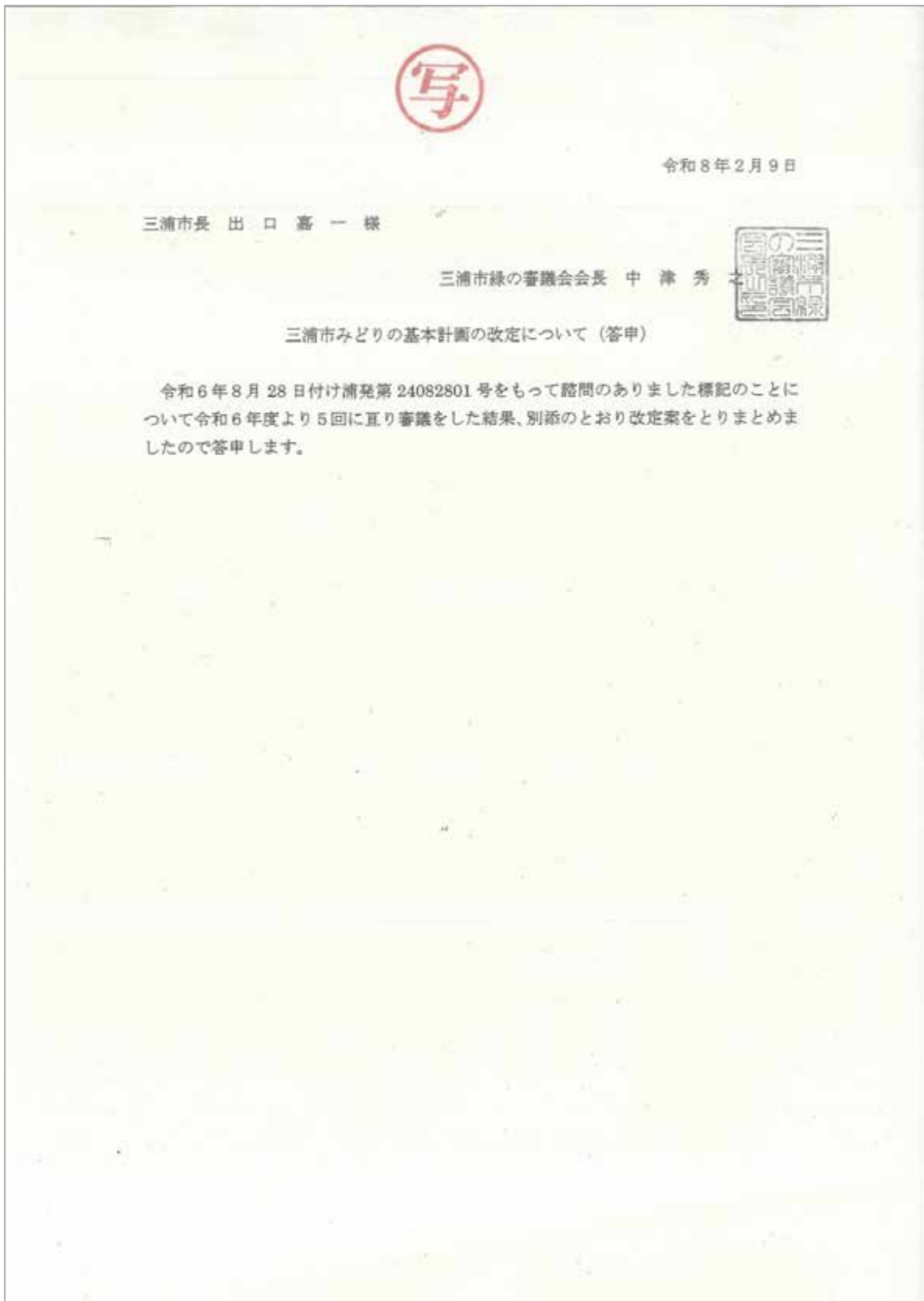
記

1. 名称
三浦市みどりの基本計画（平成 10 年 12 月策定、平成 20 年 3 月改定）
2. 改定予定時期
令和 8 年 3 月
3. 改定目的
平成 10 年 12 月に策定し、平成 20 年 3 月に改定した「三浦市みどりの基本計画」について、本市のみどりの現況を把握するとともに、社会情勢の変化や現行の法制度及び市民の要望の変化等に対応し、実現可能で市民に分かりやすい計画とするため、令和 7 年度に計画を改定する。
4. 諮問内容
この計画は、三浦市みどりの条例に定めのある本市の「緑地の保全及び緑化の推進についての基本的事項又は重要事項」を定めるものであり、改定にあたりその内容について審議を頂くもの。

※詳細は別紙のとおり

（事務担当 都市環境部環境課）

5 答申書



6 用語集

あ行	
インクルーシブ公園	年齢、性別、障がいの有無、文化や個性の違いに関わらず、誰もが安心して遊び、楽しむことを目指した公園。計画、設計の段階からこれまで公園を利用できなかった利用者や地域の意見も取り入れられるよう配慮されている。
エコツーリズム	自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のありかた。
オープンガーデン	個人の庭を一般の方に公開し、花やみどりを通して交流する活動のこと。1927年にイギリスで創立されたNGS(ナショナル・ガーデン・スキーム)という善意団体が、個人の庭園などを一般の方々に公開し、それに関わる収益を看護・医療などに寄付した活動が、オープンガーデンの始まりと言われている。
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と植林・森林管理等による「吸収量」を均衡させ、合計を実質ゼロにすること。
かながわのナショナル・トラスト運動	残されている身近なみどりを次の世代に引き継いでいくために、県民・団体・企業、公益財団法人かながわトラストみどり財団・県・市町村とが一体となって進めている県民運動。
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省と農林水産省が平成18(2006)年1月に策定したガイドラインで、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸の整備や取組の方策を示している。
(公財)かながわトラストみどり財団	県民等との協働により、かながわナショナル・トラスト運動と県土緑化運動を実施して、自然環境、歴史的環境の保全を目的として設立された公益財団法人。神奈川県を設置する「かながわトラストみどり基金」による緑地の買い入れや寄贈と、財団での土地所有者との協働による保全など、県と財団が車の両輪のような役割を果たす神奈川方式とも言える特色のある活動を実施している。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法を根拠に、首都圏において、地域住民の健全な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するため、良好な緑地を保全するために指定される区域。

近郊緑地 特別保全地区	近郊緑地保全区域のうち、特に良好な自然環境等を形成する地区等について指定される区域。同区域内は建築物の建築等の行為が厳しく制限され、必要に応じて損失補償や土地の買入れ等の措置がとられる。特別緑地保全地区とほぼ同様な効果を持つ法規制として運用されている。
クラウド ファンディング	インターネットを介して、自らのプロジェクトや商品・サービス、夢を発信し、それらに共感した不特定多数の人から資金を調達する仕組み。
クリーンアップ・ プロジェクト 「クリーンアップ 三浦」	企業やボランティア団体等の様々な主体が、市民や観光客とも協力しながら、環境美化活動がライフスタイルの一部として定着し、「散乱ごみのないきれいな街」を目指す活動の総称。 海岸での美化活動を「ビーチクリーン」、街中での美化活動を「シティクリーン」と呼称し、これらを実践することによって、綺麗な街を維持しようという三浦市の事業。
グリーンインフラ (GI)	グリーンインフラストラクチャー (Green Infrastructure)。 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。我が国では社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、雨水の流出抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組を推進している。
三浦市景観計画	「景観法」に基づく地域の景観づくりのための計画であり、景観の方針や具体的な措置などを定めたもの。「ふるさと三浦」の魅力ある景観を守り、育み、後世に伝えるため、景観形成を担う全ての主体の協働による景観まちづくりを進めることを基本理念に取組が進められている。
景観重要公共施設	景観計画に定められる、地域の良好な景観の形成に重要な公共施設。 三浦市景観計画では、景観重要公共施設の指定の方針を以下のように定めている。 周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、海岸、橋梁、公園、緑地及びこれらに付帯する施設 良好な景観を形成し、景観軸となる道路等の公共施設 祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

さ行

里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきたが、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化等により、利用を通じた自然環境の循環が少なくなることで、質と量の両面から維持が困難になっている。
持続可能な開発目標（SDGs）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択された。
自然保護奨励金制度	神奈川県東部の同一市町に、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域等の指定地域内に、合計1ヘクタール以上の山林・原野・池沼・保安林を所有している又は地上権を有している方に対して神奈川県が奨励金を交付する制度。
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者等を指定管理者として指定し、民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。
市民緑地制度	民有緑地について、地方公共団体等が土地所有者と契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地として公開する都市緑地法上の制度。
市民緑地認定制度	緑化地域及び緑化重点地区内の民有地を市民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
集水域	降雨がその河川に流入する全地域（範囲）。流域と呼ばれることもある。

た行

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォーム	東京都と神奈川県にまたがる多摩丘陵・三浦丘陵地域において、市民・企業・行政等の協働によって、広域的なみどりや水系の保全・再生・創出・活用を目的に、13の自治体が連携して取り組む協働の枠組み。

特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲り渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事（10ha以上）または市町村（10ha未満）が都市計画に定める地域地区。
都市緑地法	都市において、緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められており、緑の基本計画の根拠法である。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
な行	
農地景観	地形、気候による地域独特の風土のもと、農業生産活動により形作られた水田等の農地、水路・ため池等の農業水利施設、人々の生活の営みの場となる集落、雑木林・鎮守の森等により、歴史的・文化的な背景をもとに形成された景観。
ネイチャー ポジティブ	生物多様性の負（損失）の流れを止めて正（回復）に反転させること。
は行	
パーク マネジメント	公園の魅力や多機能性を最大限引き出すため、これまでの行政のみによる管理運営を見直し、市民や民間事業者と連携しながら、公園を柔軟かつ効果的に管理・運営する取組。
風致地区	都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣等のある区域、良好な住環境を維持している区域等を対象に、都市計画法により都市計画区域内に定められる地域地区の一つ。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩スペース。

ま行	
みうら景観資産	各地域の個性や魅力を表わし、歴史や文化のシンボルとなっている景観や、地域の人々に愛着を持って守られてきた三浦らしい景観を、市民共有の財産として認定し、保全・活用を図る制度。
ミティゲーション	直訳は「緩和」「軽減」。本計画では樹林地等で開発を行う場合、環境への被害を最小限に抑えたり、開発以前と同様の環境を復元すること。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会を目指した建築、もの、しくみ、サービスなどのデザインであり、また、それを実現するためのプロセス。
ら行	
緑化地域	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域において、区域と緑化率制限を都市計画決定により定める地域。
緑地協定	土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する都市緑地法に基づく制度。
その他	
SNS	Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

7 写真リスト

章	頁	位置等	タイトル	撮影者・提供者（敬称略）
1	12	上	小網代の森	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
2	28	下	ハマヒルガオ*	布施悦夫
	31	左上	ツワブキ	布施悦夫
	31	右上	ハマユウ*	布施悦夫
	31	左中	イソギク	布施悦夫
	31	右中	ハマゴウ	布施悦夫
	31	左下	ソナレマツムシソウ	横須賀市自然・人文博物館
	31	右下	スナビキソウ	横須賀市自然・人文博物館
	32	上	小網代の森*	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	左上	相模湾へとつながる 小網代の森	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	右上	ハマカンゾウの咲く エノキテラス	NPO 法人小網代野外活動調整会議
	34	左中	小網代の森のシンボル アカテガニ	NPO 法人小網代野外活動調整会議
	34	右中	小網代の干潟	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	左下	小網代の森散策	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	右下	春のエノキテラス周辺	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	35	上	三戸の農地	一般社団法人三浦市観光協会
	41	上	三浦海岸桜まつり (小松ヶ池公園付近)*	一般社団法人三浦市観光協会
	42	上	河津桜並木道	一般社団法人三浦市観光協会
47	上	小網代の森での環境学習	公益財団法人かながわ トラストみどり財団	
3	55	左上	ボードウォーク	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	55	右上	アカテガニ	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	55	左下	ハンノキ林観察	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	59	左	金田海岸	布施悦夫
4	80	下	岩堂山から望む宮川公園方面	株式会社駒井ハルテック
資料編	91	左上	ハマダイコン	布施悦夫
	91	右上	ハマナデシコ	布施悦夫
	91	左下	イズアサツキ	横須賀市自然・人文博物館
	91	右下	ハマナタマメ	布施悦夫
	92	右上	ゲンジボタル	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	92	左下	アカテガニの放仔	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	92	右下	サラサヤンマ	NPO 法人小網代野外活動調整会議

上記以外の写真 三浦市

* の写真は表紙にも利用しています。

8 都市公園一覧

(単位：ha)

街区公園			街区公園		
街-1	歌舞島児童公園	0.26	街-35	沓形公園	1.02
街-2	下宮田公園	0.13	街-36	馬場公園	0.07
街-3	向ヶ崎公園	0.15	街-37	丸山公園	0.12
街-4	岬陽児童公園	0.23	街-38	入江公園	0.30
街-5	和田公園	0.12	街-39	白須児童公園	0.18
街-6	諸磯公園	0.66	街-40	飯盛公園	0.16
街-7	栄児童公園	0.45	街-41	天神町公園	0.15
街-8	下宮田児童公園	0.13	街-42	丸畑公園	0.51
街-9	城ヶ島児童公園	0.04	街-43	大宝院公園	0.24
街-10	馬宮児童公園	0.12	街-44	郷戸公園	0.07
街-11	宮城児童公園	0.05	街-45	入江第二公園	0.03
街-12	天神堂児童公園	0.07	街-46	城ヶ島灯台公園	0.11
街-13	菊名児童公園	0.02	街-47	飯盛仲田公園	0.18
街-14	海南児童公園	0.08	街-48	飯盛調整池公園	0.23
街-15	三戸児童公園	0.05	街-49	木ノ間公園	0.03
街-16	毘沙門児童公園	0.15	街-50	岬坂公園	0.05
街-17	女堰公園	0.05	街-51	上宮田団地第一公園	0.06
街-18	城山児童公園	0.04	街-52	柿ヶ作公園	0.25
街-19	水深公園	0.13	街-53	宮川公園	0.64
街-20	石作公園	0.16	街-54	柿ヶ作第二公園	0.09
街-21	上宮田公園	0.10	街-55	丸山台公園	0.05
街-22	島廻り公園	0.24	街-56	松輪公園	0.13
街-23	赤坂公園	0.05	街-57	諸磯第二公園	0.05
街-24	芝原公園	0.04	街-58	柿ヶ作第三公園	0.05
街-25	金原公園	0.04	近隣公園		
街-26	青木田公園	0.27	近-1	小松ヶ池公園	3.69
街-27	尾上中央公園	0.46	運動公園		
街-28	尾上台公園	0.17	運-1	三浦スポーツ公園	8.16
街-29	屋志倉北公園	0.17	風致公園		
街-30	屋志倉南公園	0.15	風-1	油壺公園	0.24
街-31	堂ヶ谷東公園	0.13	風-2	県立城ヶ島公園	14.56
街-32	堂ヶ谷西公園	0.05	都市緑地		
街-33	根辺ヶ谷戸公園	0.09	都緑-1	郷戸緑地	0.64
街-34	東岡公園	0.21	都緑-2	名向崎緑地	1.18

三浦市みどりの基本計画

発行日 令和 8 (2026) 年 3 月

発 行 三浦市

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町 1-1

電話 046-882-1111 (代表)

編 集 三浦市都市環境部環境課



三浦市みどりの基本計画

